

令和3年6月8日

令和3年第2回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和 2 年度美浦村一般会計)
- 報告第 2 号 繰越計算書について
(令和 2 年度美浦村下水道事業会計)
- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号))
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
- 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
- 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号))
- 議案第 8 号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について
- 議案第 9 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 10 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 11 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 12 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 13 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 14 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 15 号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第16号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第17号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第18号	美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議案第19号	美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第20号	美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第21号	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
議案第22号	財産の取得について（防災行政無線）
議案第23号	令和3年度美浦村一般会計補正予算（第2号）
議案第24号	令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度美浦村一般会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和2年度 美浦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
4	衛生費	1 保健衛生費	円 1,307,000	円 1,307,000	円	円 1,307,000	円	円
4	衛生費	3 清掃費	243,002,000	243,002,000				243,002,000
8	消防費	1 消防費	3,564,000	3,564,000		3,564,000		
9	教育費	2 小学校費	770,000	770,000		770,000		
9	教育費	2 小学校費	1,110,000	1,110,000		1,110,000		
9	教育費	2 小学校費	480,000	480,000		480,000		
9	教育費	2 中学校費	800,000	784,000		784,000		
合 計			251,033,000	251,017,000		8,015,000		243,002,000

報告第2号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度美浦村下水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和3年6月8日

美浦村長 中 島 栄

令和2年度 美浦村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	1. 管渠建 設改良 費	549,375,000	425,547,082	114,900,000	57,400,000	57,450,000		50,000	8,927,918		国庫補助対象事業における事 業の追加及び他事業との調整 等による工事発注の遅れが生 じた為。
		5. 処理場 建設改 良費	82,000,000		82,000,000	36,900,000	45,100,000					入札不調・不落が生じた為。
計			631,375,000	425,547,082	196,900,000	94,300,000	102,550,000		50,000	8,927,918		

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月25日

美浦村長 中 島 栄

令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和2年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,509千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月25日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		128,941	2,034	130,975
	1 後期高齢者医療保険料	128,941	2,034	130,975
歳入合計		169,475	2,034	171,509

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		165,731	2,034	167,765
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	165,731	2,034	167,765
歳 出 合 計		169,475	2,034	171,509

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	128,941	2,034	130,975
歳入合計	169,475	2,034	171,509

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	165,731	2,034	167,765			2,034	
歳 出 合 計	169,475	2,034	171,509			2,034	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	90,485	1,432	91,917
2 普通徴収保険料	38,456	602	39,058
計	128,941	2,034	130,975

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	1,432	5 現年度分特別徴収保険料	1,432
1 現年度分普通徴収保険料	602	5 現年度分普通徴収保険料	602

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	165,731	2,034	167,765			2,034	
計	165,731	2,034	167,765			2,034	

節		説明
区分	金額	
		2 後期高齢者医療広域連合納付金 2,034
18 負担金補助及び交付金	2,034	18 負担金補助及び交付金 2,034
		5 負担金
		3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例等の一部を改正する条例

（美浦村条例の一部改正）

第1条 美浦村税条例（昭和44年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項中「金銭」の次に「（美浦村内に事業所を有する法人に対するものに限る。）」を加え、同項第1号ロ及びハ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ニ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ホ及びヘ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ト中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号チ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ヌ中「もの」の次に「，出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3に

において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条，次条第2項及び」を「この条，次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払いを受ける者は，退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払いをする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該退職所得申告書の提出に代えて，当該退職手当の支払いをする者に対し，当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については，同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と，「支払いをする者に受理されたとき」とあるのは「支払いをする者が提供を受けたとき」と，「受理されたとき」とあるのは「提供を受けたとき」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め，同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め，同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め，同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め，同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め，同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め，同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め，同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め，同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め，同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め，同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め，同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め，同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め，同条第16項を削り，同

項の次に次の1項を加える。

- 16 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両

番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(美浦村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美浦村条例等の一部を改正する条例（令和2年3月31日美浦村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、美浦村税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、美浦村税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、美浦村税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、美浦村税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美浦村税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中美浦村税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第___号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行日
- (4) 第1条中美浦村税条例附則第10条の2第16項の次に1項を加える改正規定（第17項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行日
(村民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の美浦村税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄付金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の美浦村税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項第1号に規定する寄付金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について摘要し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行日の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条41項に規定するリー

ス取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条 4 1 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用される事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 9 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物付属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和 3 年 4 月 1 日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行も日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該施行の日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和2年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年美浦村条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第2条・第3条）
- 第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条～第30条）
- 第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条～第33条）
- 第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）
- 第7章 雑則（第35条）

附則

「第1章 趣旨及び基本方針」を「第1章 総則」に改める。

第1条中「，第115条の22第2項第1号及び第2号」を削り，「，指定介護予防支援等」を「，指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。））」に，「並びに指定介護

予防支援等」を「並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援」に、「等を」を「について」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針

第2条第1項中「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「が（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）」を「（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が」に改め、同条第4項中「市町村」を「村」に改め、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。

「第2章 人員に関する基準」を「第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に改める。

「第3章 運営に関する基準」を「第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」に改める。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「，利用申込者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「利用者又はその家族」を「利用申込者又はその家族」に改め、「担当職員」の前に「当該利用者に係る」を加え、同条第4項中「第6項で」を「第7項に」に、「技術を使用」を「技術を利用」に改める。

第8条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第12条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に改め、「対価をいう。以下同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条中「前条の」を削る。

第15条の見出し中「サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を」及び「に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を削り、同条第2項中「市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第17条の見出し及び同条中「市町村」を「村」に改め、同条第1号中「以下同じ。」を削る。

第19条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第2項中「介護予防支援の業務」を「介護予防支援」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条第3項中「当該利用者」を「利用者」に改める。

第27条第3項及び第4項並びに第28条第1項中「市町村」を「村」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条第2項第3号中「市町村」を「村」に改める。

「第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改める。

第32条第2号中「ものとする」を削り、同条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第12号中「（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号）」を「（介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第69号。以下「県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第75条第2号）」に、「指定介護予防サービス等基準」を「県指定介護予防サー

ビス等基準条例」に改め、同条第13号中「指定介護予防サービス等基準」を「県指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第15号中「主治の医師若しくは歯科医師」の次に「（以下この条において「主治の医師等」という。）」を加え、同条第16号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第17号中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第20号中「かつ」を「，かつ，」に、「入院又は入所」を「入院若しくは入所」に改め、同条第21号中「退所」の次に「を」を加え、同条第22号中「主治の医師又は歯科医師（次号及び第24号において「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同条第26号及び第27号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第28号中「同条第1項」を「同項」に改める。

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準」を「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改める。

第34条中「第2条及び前3章」を「第2章から前章まで」に改め、「（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）」を削り、「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規

定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは

「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条，第59条の20，第59条の20の3，第59条の38，第80条，第108条，第128条，第149条，第177条，第189条及び第202条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3，第59条の38，第80条，第108条，第128条，第149条及び第202条において準用する場合を含む。），新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年美浦村条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条・第4条）
- 第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第7条～第32条）
- 第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第33条）
- 第6章 雑則（第34条）

附則

第1条中「、第79条第2項第1号」を削り、「指定居宅介護支援等」を「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。））」に、「等を」を「について」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

第3条第4項中「市町村」の次に「（特別区を含む。以下同じ。）」を、「地域包括支援センター」の前に「法第115条の46第1項に規定する」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。

「第2章 人員に関する基準」を「第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準」に改める。

第5条の見出し中「介護支援専門員」を「従業者」に改める。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を、「でなければならない。」の次に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。」を加え、同条第3項第1号中「管理者」の前に「当該」を加え、同項第2号中「管理者」の前に「当該」を加え、「同一」を「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の」に、「その管理する」を「当該」に改める。

「第3章 運営に関する基準」を「第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」に改める。

第7条第1項中「記載した書面」を「記した文書」に、「当該指定居宅介護支援の提供」を「当該提供」に、「当該利用申込者」を「利用申込者」に改め、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第3項中「利用者又はその家族」を「利用申込者又はその家族」に改め、同条第4項中「家族から」の次に「の」を加え、「第7項で」を「第7項に」に改め、同条第7項に次の各号を加える。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

第7条第8項中「第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって」を「電磁的方法による提供を」に、「電磁的方法による提供を」を「第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって」に改める。

第9条中「指定居宅介護支援事業者は、」の次に「当該」を加える。

第12条の見出し中「証明書の携帯」を「身分を証する書類の携行」に改め、同条中「その身分」を「身分」に、「携帯」を「携行」に改める。

第13条第1項中「基づき居宅介護サービス計画費」の次に「（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）」を加える。

第15条第1項中「指定居宅介護支援は、」の次に「利用者の」を加える。

第16条第1号中「管理者」の前に「指定居宅介護支援事業所の」を加え、同条第2号中「当たっては」の次に「、懇切丁寧に行うことを旨とし」を加え、「適切に説明を行うものとする。」を「理解しやすいように説明を行う。」に改め、同条第3号中「、家族」を「又は家族」に改め、同条第4号中「介護給付等対象サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）」を加え、同条第9号中「サービス担当者会議」の次に「（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）」を加え、「居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）」を「担当者」に改め、同条ただし書中「「主治の医師等」」の前に「この条において」を加え、同条第10号中「書面」を「文書」に改め、同条第12号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項」を「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）第24条第1項」に、「指定居宅サービス等基準において」を「同条例において」に改め、同条第13号中「当該居宅サービス計画」を「居宅サービス計画」に改め、「以下「モニタリング」という。」を削り、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号中「モニタリング」を「第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）」に改め、同条第19号中「退所」の次に「を」を加え、同条第20号

中「，居宅サービス計画に」の次に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する」を，「訪問介護（」の次に「同号に規定する」を加え，「当該回数以上の」を削り，同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は，その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費，特例居宅介護サービス費，地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて，かつ，市町村からの求めがあつた場合には，当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し，当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに，当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第23号中「ときに」を「場合に」に，「当該留意事項」を「当該留意点」に改め，同条第24号中「とき」を「場合」に改め，「の日数」を削り，同条第25号中「応じて」の次に「随時，」を加え，「とき」を「場合」に，「当該居宅サービス計画に記載」を「居宅サービス計画に記載」に改め，同条第27号中「被保険者証に，」の次に「法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は」を加え，「（以下「居宅サービス等の種類」という。）又は法第73条第2項に規定する認定審査会意見」を削り，「（法第37条第1項）」を「（同項）」に，「居宅サービス等の種類について」を「居宅サービス又は地域密着型サービスの種類について」に，「同条第2項の規定による居宅サービス等の種類の」を「その」に改め，同条第30号中「において」を「から」に，「第2項に規定する」を「第2項の」に改める。

第17条の見出し中「サービス」の次に「等」を加える。

第20条中「管理者」の前に「指定居宅介護支援事業所の」を加える。

第21条中「次に掲げる事項」を「次に掲げる事業の運営」に改め，同条中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条の見出し中「確保」を「確保等」に改め，同条第2項ただし書中「この限りでない」を「，この限りでない」に改め，同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は，適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観

点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の見出し中「介護支援専門員」を「従業者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の見出し及び同条中「居宅サービス事業者」の前に「指定」を加える。

第29条第3項中「求め又は」の次に「当該」を加える。

第30条第2項中「講じた措置」を「採った処置」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第2項各号列記以外の部分中「等」を削る。

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準」を「第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準」に改める。

第33条中「第3条及び前2章」を「前3章」に改め、「基づき居宅介護サービス計画費」の次に「（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）」を加え、「「居宅介護サービス計画費の」」を「「居宅介護サービス計画費の額」」に、「特例居宅介護サービス計画費の」を「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条中指定居宅介護支援等基準条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第2条第5項及び第28条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第30条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100

条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護

支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年美浦村条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第203条」の次に「・204条」を加える。

第1条中「指定地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「〔法〕という。）」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加え、「より」を「基づき」に、「を」を「について」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「行う」を「行い」に改める。

第6条第1項第4号中（ア）をアとし、（イ）をイとし、同条第2項中「その他」の次に「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する」を加え、同項ただし書中「第1項」を「前項」に改め、「1年以上（」の次に「指定地域密着型サービス基準

第3条の4第2項ただし書に規定する」を加え、同条第4項中「専ら」の前に「，」を加え、同条第5項中「次の各号に」を「次に」に、「場合は」を「ときは」に改め、同項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号，」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号，」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号，」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加え、同項第11号中「（以下「平成18年旧介護保険法」という。）」を削り、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の前に「指定」を加え、同条第11項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第63条第1項第1号イ」に改める。

第8条の見出しを削り、同条第4項中「第49条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第9条第2項中「又第5項」を「又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項」に改め、同項第1号中（ア）をアとし、（イ）をイとする。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年美浦村条例第9号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第23条第2項中「行い」の次に「，その結果を公表し」を加える。

第25条第3項及び第4項中「第11項」を「第10項」に改める。

第26条第2項ただし書中「内容及び」を「内容並びに」に改める。

第30条第2項中「章」を「節」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条第3項中「勘案して」を「勘案し」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する村の職員」を「村の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が村の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「第11項」を「第10項」に改める。

第43条第2項中「第42条」を「前条」に改める。

第44条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条第2項中「その他」の次に「指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する」を加え、同項ただし書中「1年以上（」の次に「同項ただし書に規定する」を加え、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所

の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は，第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは，第1項の規定にかかわらず，随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第49条の見出しを削り，同条第4項中「第8条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第54条第2項中「章」を「節」に改める。

第55条中「（以下この章において「運営規程」という。）」を削り，同条中第8号を第9号とし，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき村長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第58条第1項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第9条第1項、第19条、第33条から第35条まで」を「第9条第1項中「第31条

に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「定期巡回」を「指定定期巡回」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第59条の2の見出しを削る。

第59条の3第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加え、「村」を「村長」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第59条の5の見出しを削り、同条第2項第1号中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第59条の7第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する」に改める。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「添って適切に提供する。」を「沿って適切に提供するものとする。この場合において、」に改める。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「ならない。」の次に「その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「村の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が村の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第5項中「指定地域密着型通所介護の」の前に「、」を加える。

第59条の19第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条を「「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の2中「デイサービスをいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第59条の2」を「、第59条の2」に、「第59条の4、」を「第59条の4及び」に改め、同条後段中「運営規程をいう」を「重要事項に関する規程をいう」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「場合（」を「場合において、」に、「場合に限る。）」を

「とき」に、「及び第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の13第3項を「、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の23第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第59条の26第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に改め、「深夜に」の次に「指定」を加え、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第59条の30第5号中「添って」を「沿って」に改める。

第59条の31第3項中「指定居宅サービス基準等条例第72条第1項」を「県指定居宅サービス等基準条例第72条第1項」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の35第2項中「又は」の前に「、」を、「若しくは」の前に「、」を加える。

第59条の36第1項中「かつ」を「、かつ、」に改め、「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第59条の37第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条第1項中「この条」を「この項」に、「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。」を「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第62条第1項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第63条第2項第1号中（ア）をアとし、（イ）をイとし、同号中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に、「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定

を行った市町村長」を「村長」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「第62条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項」に改める。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第80条中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条まで」の次に「第40条の2」を加え、「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「「運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項中「下欄」を「右欄」に改め、同項の表中「1 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「2 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に、「前項」を「(1)の項」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第10項ただし書中「1の項」を「(1)の項」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削る。

第83条第1項ただし書中「1の項」を「(1)の項」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第193条」に、「第111条第2項」を「第

111条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する」に改める。

第84条中「従業者，」を「従業者若しくは」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第65条に規定する」に改める。

第86条第2項第2号中（ア）をアとし，（イ）をイとし，（ウ）をウとし，同号中「ア及びイ」の次に「の基準」を加え，同号（エ）を同号エとする。

第87条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第90条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め，同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め，同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する」に改める。

第91条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第92条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

第94条中「村（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては，当該国民健康保険団体連合会）」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第96条第3項中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改める。

第100条中第10号を第11号とし，第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず，過疎地域その他これに類する地域において，地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると村が認めた場合は，指定小規模多機能型居宅介護事業者は，村が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって，村が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（村が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって，新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては，次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り，登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行う

ことができる。

第102条第2項中「当たって」の次に「は」を加える。

第103条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第106条中「の表の中欄」を削る。

第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条を「「運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「以上とする。」の次に「ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項

の研修を修了している者を置くことができる。

第111条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第112条中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第92条に規定する」に改める。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を、「若しくは」の次に「指定」を加える。

第122条第2号中「職務」の次に「の」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項中「その研修計画を作成し、実施しなければならない。」を「その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の

明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「第59条の17」の次に「第1項から第4項まで」を加え、「「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条」を「「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第130条第1項第2号中（ア）をアとし、（イ）をイとし、（ウ）をウとし、同条第5項及び第6項ただし書中「当該」の次に「指定」を加える。

第132条第4項第1号（ア）を同号アとし、同号中「1人とする」の次に「こと」を加え、同号中（イ）をイとし、（ウ）をウとし、（エ）をエとする。

第133条の見出し中「説明及び」を「説明並びに」に改め、同条第1項中「地域密着型特定施設従業者」を「従業者」に改める。

第136条第1項中「際しては、」を「際しては」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第139条第6項中「作成後」の前に「の」を加える。

第145条第2号中「職務」の次に「の」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「その研修計画を作成し、実施しなければならない。」を「その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければ

ならない。

第148条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第149条中「第28条」の次に「, 第32条の2」を加え, 「, 第41条」を「から第41条まで」に, 「第34条中」を「第32条の2第2項, 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め, 「「地域密着型特定施設従業者」と」の次に「, 第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と」を, 「「第7章第4節」と」の次に「, 第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を, 「「2月」と」の次に「, 第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第150条の見出しを削る。

第151条の見出しを削り, 同条第1項中「次のとおりとする。」の次に「ただし, 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって, 入所者の処遇に支障がないときは, 第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」を加え, 同項第3号中(ア)をアとし, (イ)をイとし, 同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え, 同条第3項ただし書中「, 指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り, 同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え, 同項第1号中「栄養士」を「生活相談員, 栄養士若しくは管理栄養士」に改め, 同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え, 同条第12項中「介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24

年茨城県条例第69号。以下「指定介護予防サービス基準等条例」という。)を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」に改め、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第16項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」の前に「,」を加え、同条第17項中「この場合にあつて」を「この場合において」に改める。

第152条の見出しを削り、同条第1項第1号中「4人」を「2人」に改め、同号中(ア)をアとし、(イ)をイとし、(ウ)をウとし、同項第4号中(ア)をアとし、(イ)をイとし、同項第5号中(ア)をアとし、(イ)をイとし、同項第7号中(ア)をアとし、(イ)をイとし、同項第8号中「なお」を「ただし」に改める。

第156条第3項第1号中「181条第3項第1号において同じ。)を」の前に「第」を加え、同項第3号中「厚生労働大臣」の前に「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」の前に「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する」を加え、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中「次に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設」を「次に掲げる施設」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「に対し、その資質の向上のための研修計画を作成し、実施しなければならない。」を「の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する」に改める。

第175条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第176条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第178条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第180条の見出しを削り、同条第1項第1号（ア）①を同号（ア）（ア）とし、同号（ア）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号（ア）②を同号（ア）（イ）とし、同号（ア）③中「床面積等は、次のいずれかを満たすこと。」を「床面積は、10.65平方メートル

以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。」に改め、同号(ア)③a及びbを次のように改める。

a及びb 削除

第180条第1項第1号(ア)中③を(ウ)とし、④を(エ)とし、同号(イ)中①を(ア)とし、②を(イ)とし、③を(ウ)とし、同号(ウ)中①を(ア)とし、②を(イ)とし、同号(エ)中①を(ア)とし、②を(イ)とし、同号中(ア)をアとし、(イ)をイとし、(ウ)をウとし、(エ)をエとし、同項第4号中「なお」を「ただし」に改める。

第181条第3項第3号中「厚生労働大臣」の前に「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」の前に「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する」を加え、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する」に改める。

第182条第5項中「当たって」の次に「は」を加え、同条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「に対し、その資質の向上のための研修計画を作成し、実施しなければならない。」を「の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第38条」の次に「第40条の2」を加え、「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第34条

中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とを削り、「第4号及び第5号」を「第4号、第5号及び第7号」に改める。

第190条の見出しを削り、同条中「介護保険法」及び「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、「指定居宅サービス等基準第59条」を「県指定居宅サービス等基準条例第62条」に、「及び第62条」を「及び第81条」に改める。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改め、同条第12項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する」に改め、同条第13項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、同条第14項中「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を「県指定居宅サービス等基準条例第63条第1項第1号ア」に改める。

第192条第3項中「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。)」を削り、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する」に改める。

第193条中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加え、「従業者、」を「従業者若しくは」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第173条に規定する」に改める。

第194条第2項中「一日」を「1日」に改める。

第195条第2項第2号中(ア)をアとし、(イ)をイとし、(ウ)をウとし、同号中「イ及びロ」を「ア及びイの基準」に改め、同号中(エ)をエとし、(オ)をオとし、同条第3項中「専ら」の次に「当該」を加える。

第196条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第199条第4項中「行わなくては」を「行わなければ」に改め、同条第8項中「第7項」を「第6項」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス」を削り、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条」を「「運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第59条の13中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改め、「の表の中欄」を削る。

第203条を第204条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2条中「有するものとされた」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の」を加え、「第7条」を「第4条」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「その他の者を入所」の次に「させ、」を、「同一の場所とすることができる」の次に「ものとする」を加える。

附則第3条から第5条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「入所」の次に「させ、」を加える。

附則第6条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準

用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準

用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第10条 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年美浦村条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護」を「第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護／第5章 雑則（第91条）」に改める。

第1条中「より」を「基づき」に、「を」を「について」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切，かつ，有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「特定施設をいう。以下」の次に「この項において」を加え，同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第6条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する」に改める。

第7条第2項第1号中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第8条第1項中「次条」の次に「第1項」を、「これらの事業所又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型サービス基準第158条」を「指定地域密着型サービス基準条例第178条」に改め、同条第2項中「第44条第7項」を「同条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「第6条第2項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項」に改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第17号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号」に改める。

第19条中「当該計画」を「当該予防サービス計画」に改める。

第20条の見出し中「等」を削る。

第22条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する」に改める。

第27条第4号中「第2項」を「第4項」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「その研修計画を作成し、実施しなければならない。」を「その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基

礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「次に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条第3項中「当該村」を「村」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「村の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が村の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第42条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第44条第6項の表中「1 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「2 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「前項」を「(1)の項」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項

中「(以下)」の次に「この章において」を加え、同条第10項ただし書中「当該介護予防」を「当該指定介護予防」に、「1の項の」を「(1)の項」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第67条」を「第67条第3号」に改める。

第45条第1項ただし書中「1の項の」を「(1)の項」に改め、「以下同じ。」を削り、「指定地域密着型サービス基準第6条第1項」を「同項」に改め、同条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する」に改める。

第46条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する」に改める。

第48条第2項第1号中「うる」を「得る」に改め、同項第2号中「ア及びイ」の次に「の基準」を加える。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第52条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する」に改める。

第54条中「村(法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、村が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、村が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(村が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居

宅介護の提供を行うことができる。

第59条第2項中「当たって」の次に「は」を加える。

第60条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第64条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」を「第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に、「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に、「第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」」に改める。

第66条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条」を「指定介護予防支援等基準条例第32条」に、「取組」を「取扱」に、「指定介護予防支援等基準第31条」を「指定介護予防支援等基準条例第33条」に改め、同条第3号中「作成する」の次に「と」を加え、「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第71条第1項中「第4項」を「以下この項」に改め、「必要な数以上とする。」の次に「ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第4項中「前各項」を「前3項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第72条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する」に改める。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第80条第2号中「職務」の次に「の」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項中「その研修計画を作成し、実施しなければならない。」を「その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2

項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項)」を「から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項)」に改め、同条中「「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付，説明，同意，承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条，第59条の20，第59条の20の3，第59条の38，第80条，第108条，第128条，第149条，第177条，第189条及び第202条において準用する場合を含む。），第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。），第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし，新地域密着型サービス基準条例第31条，第55条，第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。），第59条の34，第73条，第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。），第122条，第145条，第168条及び第186条，新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条，第57条及び第80条，新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基

準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20

の3, 第59条の38, 第80条, 第108条及び第202条において準用する場合を含む。), 第123条第3項, 第146条第4項, 第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年 専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月22日

美浦村長 中 島 栄

令和3年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

令和3年度美浦村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,856,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月22日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		508,390	55,652	564,042
	2 国庫補助金	83,816	55,652	139,468
21 諸収入		110,914	3	110,917
	5 雑入	101,787	3	101,790
歳入合計		5,801,000	55,655	5,856,655

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		101,924	2,283	104,207
	1 議会費	101,924	2,283	104,207
2 総務費		746,848	4,073	750,921
	1 総務管理費	498,313	4,073	502,386
3 民生費		1,763,361	26	1,763,387
	1 社会福祉費	1,179,056	26	1,179,082
4 衛生費		833,218	6,679	839,897
	1 保健衛生費	234,748	6,679	241,427
8 消防費		297,693	42,594	340,287
	1 消防費	297,693	42,594	340,287
歳 出 合 計		5,801,000	55,655	5,856,655

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	508,390	55,652	564,042
21 諸収入	110,914	3	110,917
歳入合計	5,801,000	55,655	5,856,655

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	101,924	2,283	104,207	2,283			
2 総務費	746,848	4,073	750,921	4,070		3	
3 民生費	1,763,361	26	1,763,387	26			
4 衛生費	833,218	6,679	839,897	6,679			
8 消防費	297,693	42,594	340,287	42,594			
歳 出 合 計	5,801,000	55,655	5,856,655	55,652		3	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	13,716	48,973	62,689
3 衛生費国庫補助金	32,580	6,679	39,259
計	83,816	55,652	139,468

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	47,451	3	47,454
計	101,787	3	101,790

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	48,973	80 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 48,973
1 保健衛生費補助金	6,679	20 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 6,679

7 雑入	3	109 臨時職員雇用保険料 (健康増進課) 3
------	---	----------------------------

3 歳 出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	101,924	2,283	104,207	2,283			
計	101,924	2,283	104,207	2,283			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	249,049	3	249,052			3
7 企画費	115,927	4,070	119,997	4,070		
計	498,313	4,073	502,386	4,070		3

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	297,420	26	297,446	26		
計	1,179,056	26	1,179,082	26		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	172,971	6,679	179,650	6,679		
-------	---------	-------	---------	-------	--	--

(単位：千円)

節	金額	説明
14 工事請負費	2,019	50 新型コロナ対応議場内感染対策事業 2,283 14 工事請負費 2,019 3 維持補修工事 1 議場内設備改修工事
17 備品購入費	264	17 備品購入費 264 1 庁用器具費 1 庁用器具費

4 共済費	3	4 職員管理費 3 4 共済費 3 6 社会保険料 2 雇用保険料
12 委託料	4,070	22 新型コロナ対応システム改修事業 4,070 12 委託料 4,070 5 業務委託料 1 財務会計システム改修委託料 660 2 文書管理システム改修委託料 660 3 法制執務支援業務委託料 2,750

10 需用費	26	64 新型コロナ対応貧困対策事業 26 10 需用費 26 1 消耗品費 1 消耗品費
--------	----	--

1 報酬	841	56 新型コロナワクチン接種事業費 6,679 1 報酬 841 4 会計年度任用職員報酬 5 看護師
3 職員手当等	1,876	3 職員手当等 1,876 5 時間外勤務手当 1,770 1 時間外勤務手当
4 共済費	161	9 期末手当 106 5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
8 旅費	33	4 共済費 161 6 社会保険料 5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)
10 需用費	752	8 旅費 33 1 費用弁償 1 費用弁償
11 役務費	1,808	10 需用費 752 1 消耗品費 741 1 消耗品費 2 燃料費 11

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(2 予防費)							
計	234,748	6,679	241,427	6,679			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	11,769	42,594	54,363	42,594			
計	297,693	42,594	340,287	42,594			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,208	2 公用車等燃料代	11
		11 役務費	1,808
		1 通信運搬費	
		1 郵便料	
		12 委託料	1,208
		5 業務委託料	1,406
		2 予防接種業務委託料	1,384
		4 紙折委託料	22
		7 電算処理委託料	△198
		1 電算処理委託料	

12 委託料	6,099	53 新型コロナ対応防災行政無線改良事業		42,594
		12 委託料		6,099
		8 測量・設計・監理委託料		
		5 防災行政無線実施設計業務委託料		
14 工事請負費	16,709	14 工事請負費		16,709
		2 建築工事		
		10 屋外防災行政無線整備工事費		
17 備品購入費	19,786	17 備品購入費		19,786
		2 機械器具費		
		10 機械器具費(資産)		

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,470 (3.35)			2,070	20,460	2,346	22,806	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	14,212	69,411	
	その他の 特別職	626	23,771						23,771		23,771	
	計	640	65,555	13,920	17,885			2,070	99,430	16,558	115,988	
補正前	長等	2		13,920	4,470 (3.35)			2,070	20,460	2,346	22,806	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	14,212	69,411	
	その他の 特別職	626	23,771						23,771		23,771	
	計	640	65,555	13,920	17,885			2,070	99,430	16,558	115,988	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>63</u>) 171	74,989	604,128	395,844	1,074,961	190,342	1,265,303	
補正前	(<u>62</u>) 171	74,148	604,128	393,968	1,072,244	190,178	1,262,422	
比較	(<u>1</u>)	841		1,876	2,717	164	2,881	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,004	5,934	10,068		36,386	1,074	13,716	146,643	91,387	79,632	
	補正前	11,004	5,934	10,068		34,616	1,074	13,716	146,537	91,387	79,632	
	比較					1,770			106			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 135		518,277	347,915	866,192	158,654	1,024,846	
補正前	(<u>2</u>) 135		518,277	346,145	864,422	158,654	1,023,076	
比較	(<u> </u>)			1,770	1,770		1,770	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,004	5,934	8,457		32,126	1,074	13,716	116,179	91,387	68,038	
	補正前	11,004	5,934	8,457		30,356	1,074	13,716	116,179	91,387	68,038	
	比較					1,770						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>61</u> 36)	74,989	85,851	47,929	208,769	31,688	240,457	
補 正 前	(<u>60</u> 36)	74,148	85,851	47,823	207,822	31,524	239,346	
比 較	(<u>1</u>)	841		106	947	164	1,111	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,611		4,260			30,464		11,594	
	補 正 前			1,611		4,260			30,358		11,594	
	比 較								106			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.00 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 137 人 人 137 人 補正前 137 人 人 137 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	1,770	制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	1,770 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	1,770

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年 4月1日現在	平均給料月額	325,728	315,757
	平均給与月額	368,318	322,414
	平均年令	41歳 8月	55歳 7月
令和3年 3月1日現在	平均給料月額	330,997	315,757
	平均給与月額	367,412	322,414
	平均年令	42歳 8月	55歳 6月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和3年 4月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 7	() 100.0%
	6	() 16	() 13.6%	3	()	()
	5	() 15	() 12.7%	2	()	()
	4	() 30	() 25.4%	1	()	()
	3	() 21	() 17.8%			
	2	() 23	() 19.5%			
	1	() 9	() 7.6%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%
令和3年 3月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 7	() 100.0%
	6	() 17	() 14.7%	3	()	()
	5	() 10	() 8.6%	2	()	()
	4	() 34	() 29.3%	1	()	()
	3	() 24	() 20.7%			
	2	() 21	() 18.1%			
	1	() 6	() 5.2%			
	計	() 116	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	132	118	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	130	116	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
国の制度	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 8 号

美浦村政治倫理審査会委員の選任について

下記の者を美浦村政治倫理審査会委員に選任したいから、美浦村政治倫理条例（平成 15 年美浦村条例第 13 号）第 5 条第 3 項の規定によって、議会の同意を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

区分	氏 名	生 年 月 日	事務所所在地及び住所
専門的 な知識 を有する者	川 又 俊 宏	昭和 62 年 6 月 22 日生	つくばみらい市絹の台 3-9-8
	中 澤 眞 一	昭和 33 年 7 月 20 日生	美浦村大字馬掛 502 番地
	堀 越 文 恵	昭和 32 年 3 月 28 日生	美浦村大字大塚 73 番地
	武田 すみ江	昭和 32 年 7 月 10 日生	美浦村大字馬掛 27 番地 1
村民の うちか ら選任する者	浅 尾 八 十	昭和 25 年 4 月 26 日生	美浦村大字舟子 584 番地
	野 路 輝 雄	昭和 28 年 9 月 22 日生	美浦村大字土屋 1980 番地 33
	市 川 博 貞	昭和 28 年 12 月 9 日生	美浦村大字受領 40 番地

議案第9号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字土屋3126番地62

氏 名 松 本 博 志
昭和36年2月18日生

議案第10号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字木原565番地

氏 名 坪 井 文 男
昭和28年6月9日生

議案第11号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字大山2079番地

氏 名 大 津 英 幸
昭和33年12月6日生

議案第12号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字本橋480番地

氏 名 本 橋 透
昭和37年3月31日生

議案第13号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字興津770番地1

氏 名 石 嶋 敏 明
昭和52年12月23日生

議案第14号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字大須賀津490番地1

氏 名 石 井 美 晴
昭和39年2月28日生

議案第15号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字土浦2004番地1

氏 名 下 村 宏
昭和27年2月6日生

議案第16号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字牛込716番地

氏 名 武 田 貞 巳
昭和16年7月26日生

議案第17号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字木原497番地2

氏 名 石 川 修
昭和22年6月20日生

議案第18号

美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

美浦村固定資産評価審査委員会条例（平成11年美浦村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和41年美浦村条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する申請書の提出期限の特例）

- 14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由として国民健康保険税（令和元年度から令和3年度までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの）について減免を受けようとする場合は、第24条第2項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険条例（昭和34年美浦村条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成 12 年美浦村条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条第 1 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同項第 1 号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第 2 号中「第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」の前に「主たる生計維持者の」を加え、同号イ中「減少する」の前に「主たる生計維持者の合計所得金額（令第 22 条の 2 第 1 項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、」を加える。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条第1項及び次条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第10条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

議案第 22 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年美浦村条例第 8 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | R03 国補新型コロナ対応災害に強い屋外防災行政無線システム改良事業に係る物品購入 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 19,785,700 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,798,700 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都千代田区大手町 1 丁目 8 番 1 号
KDDI 株式会社 官公庁営業部
部長 浪岡 智朗 |
| 5 | 履行期間 | 本契約日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで |
| 6 | 支出科目 | 令和 3 年度美浦村一般会計
款 8 消防費
項 1 消防費
目 4 災害対策費
節 17 備品購入費 |

議案第23号

令和3年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

令和3年度美浦村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,918,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

令和3年6月8日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		930,001	41,100	971,101
	1 地方交付税	930,001	41,100	971,101
15 国庫支出金		564,042	5,367	569,409
	2 国庫補助金	139,468	5,367	144,835
16 県支出金		360,523	14,400	374,923
	2 県補助金	107,002	14,400	121,402
19 繰入金		64,611	35,706	100,317
	2 基金繰入金	64,606	35,706	100,312
21 諸収入		110,917	4,088	115,005
	5 雑入	101,790	4,088	105,878
22 村債		728,500	△38,900	689,600
	1 村債	728,500	△38,900	689,600
歳入合計		5,856,655	61,761	5,918,416

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		750,921	3,550	754,471
	1 総務管理費	502,386	3,198	505,584
	3 戸籍住民基本台帳費	72,651	352	73,003
3 民生費		1,763,387	14,270	1,777,657
	2 児童福祉費	584,005	14,270	598,275
4 衛生費		839,897	7,485	847,382
	1 保健衛生費	241,427	7,485	248,912
	2 環境衛生費	89,408	0	89,408
	3 清掃費	509,062	0	509,062
7 土木費		333,527	360	333,887
	3 都市計画費	128,507	360	128,867
8 消防費		340,287	4,085	344,372
	1 消防費	340,287	4,085	344,372
9 教育費		773,836	32,011	805,847
	1 教育総務費	192,112	99	192,211
	2 小学校費	71,467	31,902	103,369
	4 幼稚園費	100,306	10	100,316
歳 出 合 計		5,856,655	61,761	5,918,416

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 教育費	2 小学校費	美浦村統合小学校建設事業	139,370	令和3年度	31,570
				令和4年度	107,800

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍附票システム改修適応版ソフト保守料	令和4年度～令和5年度	231
児童館指定管理委託料	令和4年度～令和6年度	125,405
合 計		125,636

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	930,001	41,100	971,101
15 国庫支出金	564,042	5,367	569,409
16 県支出金	360,523	14,400	374,923
19 繰入金	64,611	35,706	100,317
21 諸収入	110,917	4,088	115,005
22 村債	728,500	△38,900	689,600
歳入合計	5,856,655	61,761	5,918,416

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	750,921	3,550	754,471	264		△137	3,423
3 民生費	1,763,387	14,270	1,777,657	14,250			20
4 衛生費	839,897	7,485	847,382	5,154	△38,900		41,231
7 土木費	333,527	360	333,887				360
8 消防費	340,287	4,085	344,372			4,085	
9 教育費	773,836	32,011	805,847	99		31,570	342
歳 出 合 計	5,856,655	61,761	5,918,416	19,767	△38,900	35,518	45,376

2 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	930,001	41,100	971,101
計	930,001	41,100	971,101

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	41,100	15 震災復興特別交付税	41,100

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	62,689	2,019	64,708
3 衛生費国庫補助金	39,259	3,348	42,607
計	139,468	5,367	144,835

1 総務管理費補助金	2,019	75 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍） 80 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	264 1,755
1 保健衛生費補助金	3,348	20 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	3,348

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	54,972	14,250	69,222
3 衛生費県補助金	2,136	150	2,286
計	107,002	14,400	121,402

4 児童福祉費補助金	14,250	56 ひとり親世帯以外の臨時特別給付金補助金 57 ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付事務費補助金	11,250 3,000
2 環境衛生費補助金	150	16 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金	150

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	1	4,276	4,277
9 学校施設建設基金繰入金	1	31,570	31,571
10 ふるさと応援基金繰入金	48,432	△140	48,292
計	64,606	35,706	100,312

1 財政調整基金繰入金	4,276	5 財政調整基金繰入金	4,276
1 学校施設建設基金繰入金	31,570	5 学校施設建設基金繰入金	31,570
1 ふるさと応援基金繰入金	△140	5 ふるさと応援基金繰入金	△140

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	4,085	4,086
3 雑入	47,454	3	47,457
計	101,790	4,088	105,878

1 消防団員退職報償金	4,085	5 消防団員退職報償金	4,085
7 雑入	3	109 臨時職員雇用保険料（健康増進課）	3

(款) 22 村債

(項) 1 村債

目	補正前の額	補正額	計
1 衛生債	261,400	△38,900	222,500
計	728,500	△38,900	689,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業債	△38,900	5 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業債 (一般廃棄物処理事業債) △38,900

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	249,052	3	249,055			3	
5 財産管理費	38,205	3,319	41,524				3,319
7 企画費	119,997	△124	119,873			△140	16
計	502,386	3,198	505,584			△137	3,335

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	72,651	352	73,003	264			88
計	72,651	352	73,003	264			88

区 分	金 額	説 明
4 共済費	3	4 職員管理費 3 4 共済費 3 6 社会保険料 2 雇用保険料
12 委託料	1,944	2 庁舎管理費 1,944 12 委託料 1,944 5 業務委託料 103 P C B 廃棄物収集運搬処分業務委託料
13 使用料及び賃借料	1,375	4 管財事務費 1,375 13 使用料及び賃借料 1,375 1 使用料 33 企業情報等提供サービス利用料 55 34 E S P 業務サービス利用料 1,320
11 役務費	100	5 競走馬の里美浦 P R 事業費 △140 12 委託料 285 5 業務委託料 104 等身大パネル製作業務委託料
12 委託料	285	13 使用料及び賃借料 75 1 使用料 6 著作権使用料
13 使用料及び賃借料	△475	18 負担金補助及び交付金 △500 10 補助金 36 競走馬の里美浦 P R 事業補助金
14 工事請負費	172	21 地域おこし協力隊事業費 16 11 役務費 100 6 損害保険料 5 傷害保険料
17 備品購入費	294	13 使用料及び賃借料 △550 2 賃借料 2 パソコンリース料 50 8 自動車借上料 100 38 住宅借上料 △700
18 負担金補助及び交付金	△500	14 工事請負費 172 2 建築工事 2 旧鹿島海軍航空隊跡地自動車庫コンセント増設工事
		17 備品購入費 294 1 庁用器具費 1 庁用器具費
12 委託料	352	2 戸籍事務費 352 12 委託料 352 2 保守点検委託料 88 73 戸籍附票システム改修適応版ソフト保守料 5 業務委託料 264 31 戸籍副本データ全件送信業務委託料

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	89,377	14,250	103,627	14,250			
3 保育所費	239,097	20	239,117				20
計	584,005	14,270	598,275	14,250			20

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	179,650	7,485	187,135	5,004			2,481
-------	---------	-------	---------	-------	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	50	69 ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付費 11,250 18 負担金補助及び交付金 11,250 10 補助金 5 子育て世帯臨時特別給付金
11 役務費	59	70 ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付事務費 3,000 10 需用費 50 1 消耗品費 1 消耗品費 11 役務費 59 1 通信運搬費 26 1 郵便料 4 手数料 33 33 口座振込手数料 12 委託料 2,891 5 業務委託料 2,521 5 給付等業務委託料 7 電算処理委託料 370 5 システム改修業務委託料
12 委託料	2,891	
18 負担金補助及び交付金	11,250	
13 使用料及び賃借料	20	3 大谷保育所管理費 10 13 使用料及び賃借料 10 2 賃借料 8 自動車借上料 5 木原保育所管理費 10 13 使用料及び賃借料 10 2 賃借料 8 自動車借上料

1 報酬	508	54 新型コロナウイルス感染防止対策事業 4,137 11 役務費 6 1 通信運搬費 1 郵便料 4 共済費 94 12 委託料 1,650 5 業務委託料 10 ウイルス検査委託料 22 償還金、利子及び割引料 2,481 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金 11 役務費 6 56 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 3,348 1 報酬 508 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員 4 共済費 94 6 社会保険料 5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム) 8 旅費 8 1 費用弁償 1 費用弁償
4 共済費	94	
8 旅費	8	
11 役務費	6	
12 委託料	4,388	
22 償還金、利子及び割引料	2,481	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(2 予防費)							
計	241,427	7,485	248,912	5,004			2,481

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	88,772	0	88,772	150			△150
計	89,408	0	89,408	150			△150

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

1 塵芥処理費	489,477	0	489,477		△38,900		38,900
計	509,062	0	509,062		△38,900		38,900

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	19,887	360	20,247				360
計	128,507	360	128,867				360

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	281,863	4,085	285,948			4,085	
計	340,287	4,085	344,372			4,085	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	190,649	99	190,748	99			
計	192,112	99	192,211	99			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	60,709	31,630	92,339			31,570	60
---------	--------	--------	--------	--	--	--------	----

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		12 委託料	2,738
		5 業務委託料	
		3 コールセンター業務委託料	

--	--	--	--

--	--	--	--

17 備品購入費	360	2 都市計画事務費	360
		17 備品購入費	360
		1 庁用器具費	300
		1 ソフトウェア購入費	
		2 機械器具費	30
		1 機械器具費	
		4 図書購入費	30
		1 図書購入費	

7 報償費	4,085	2 消防団運営費	4,085
		7 報償費	4,085
		1 報償金	
		1 報奨金	

17 備品購入費	99	60 新型コロナ教育関連対策事業	99
		17 備品購入費	99
		1 庁用器具費	
		1 庁用器具費	

7 報償費	60	63 美浦村統合小学校建設事業費	31,630
		7 報償費	60
		1 報償金	
		3 事業協力者謝礼	
12 委託料	31,570	12 委託料	31,570
		8 測量・設計・監理委託料	
		102 美浦村統合小学校建設基本設計業務委託料	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	10,758	272	11,030				272
計	71,467	31,902	103,369			31,570	332

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	100,306	10	100,316				10
計	100,306	10	100,316				10

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	272	4 木原小学校教育振興事業費 128
		17 備品購入費 128
		4 図書購入費
		5 図書購入費(教師用)
		5 大谷小学校教育振興事業費 96
		17 備品購入費 96
		4 図書購入費
		5 図書購入費(教師用)
		6 安中小学校教育振興事業費 48
		17 備品購入費 48
		4 図書購入費
		5 図書購入費(教師用)

13 使用料及び賃借料	10	4 幼稚園管理費 10
		13 使用料及び賃借料 10
		2 賃借料
		8 自動車借上料

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,470 (3.35)			2,070	20,460	2,346	22,806	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	14,212	69,411	
	その他の 特別職	626	23,771						23,771		23,771	
	計	640	65,555	13,920	17,885			2,070	99,430	16,558	115,988	
補正前	長等	2		13,920	4,470 (3.35)			2,070	20,460	2,346	22,806	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	14,212	69,411	
	その他の 特別職	626	23,771						23,771		23,771	
	計	640	65,555	13,920	17,885			2,070	99,430	16,558	115,988	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>64</u>) 171	75,497	604,128	395,844	1,075,469	190,439	1,265,908	
補正前	(<u>63</u>) 171	74,989	604,128	395,844	1,074,961	190,342	1,265,303	
比較	(<u>1</u>)	508			508	97	605	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,004	5,934	10,068		36,386	1,074	13,716	146,643	91,387	79,632	
	補正前	11,004	5,934	10,068		36,386	1,074	13,716	146,643	91,387	79,632	
	比較											

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 135		518,277	347,915	866,192	158,654	1,024,846	
補正前	(<u>2</u>) 135		518,277	347,915	866,192	158,654	1,024,846	
比較	()							

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,004	5,934	8,457		32,126	1,074	13,716	116,179	91,387	68,038	
	補正前	11,004	5,934	8,457		32,126	1,074	13,716	116,179	91,387	68,038	
	比較											

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>62</u> 36)	75,497	85,851	47,929	209,277	31,785	241,062	
補 正 前	(<u>61</u> 36)	74,989	85,851	47,929	208,769	31,688	240,457	
比 較	(<u>1</u>)	508			508	97	605	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,611		4,260			30,464		11,594	
	補 正 前			1,611		4,260			30,464		11,594	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.00 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 137 人 人 137 人 補正前 137 人 人 137 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年 6月1日現在	平均給料月額	318,586	315,757
	平均給与月額	358,061	322,129
	平均年令	41歳10月	55歳9月
令和3年 4月1日現在	平均給料月額	325,728	315,757
	平均給与月額	368,318	322,414
	平均年令	41歳8月	55歳7月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和3年 6月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 7	() 100.0%
	6	() 16	() 13.6%	3	()	()
	5	() 15	() 12.7%	2	()	()
	4	() 30	() 25.4%	1	()	()
	3	() 21	() 17.8%			
	2	() 23	() 19.5%			
	1	() 9	() 7.6%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%
令和3年 4月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 7	() 100.0%
	6	() 16	() 13.6%	3	()	()
	5	() 15	() 12.7%	2	()	()
	4	() 30	() 25.4%	1	()	()
	3	() 21	() 17.8%			
	2	() 23	() 19.5%			
	1	() 9	() 7.6%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	132	118	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	132	118	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
国の制度	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第24号

令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度美浦村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	864,892千円	0千円	864,892千円
支 出			
第1款 事業費用	835,700千円	25,080千円	860,780千円
第1項 営業費用	749,273千円	25,080千円	774,353千円

令和3年6月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 3年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			835,700	25,080	860,780	
	1. 営業費用		749,273	25,080	774,353	
		3. 処理場費(公共 下水道事業)	101,209	25,080	126,289	

令和 3年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 1,668
減価償却費	479,247
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	40
賞与引当金の増減額 (△は減少)	217
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	65
長期前受金戻入額	△ 310,960
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	71,722
未収金の増減額 (△は増加)	33,625
未払金の増減額 (△は減少)	△ 55,792
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小計	216,496
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 71,722
業務活動によるキャッシュ・フロー	144,774

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 635,244
補助金による収入	272,923
工事負担金による収入	0
加入金による収入	14,216
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 348,105

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	372,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 262,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,453

資金増加額 (又は減少額)	△ 92,878
資金期首残高	799,976
資金期末残高	707,098

令和 3年度 美浦村下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業費用			835,700	25,080	860,780
	1. 営業費用		749,273	25,080	774,353
		3. 処理場費(公共 下水道事業)	101,209	25,080	126,289

節		説 明
区 分	金 額	
修繕費	25,080	・水処理センター曝気装置VVVF修繕